平成２６年（フ）第５７３号
横浜市神奈川区栄町17番地４　コーポレートヨコハマポートサイド705号
破産者　下原　一也
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７１８号
横浜市都筑区東山田２―５―６―102、住民票上の住所神奈川県藤沢市羽鳥２丁目15番38号
破産者　杉山　勇介
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７６９号
横浜市神奈川区菅田町668番地の３
破産者　小林　正美
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８０９号
横浜市南区大岡２丁目18番32号　さつき荘102号
破産者　伊藤　暢行
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０９号
金沢市八日市２丁目217番地　コープピサＮｏ．１―408号、従前の住所金沢市小立野２丁目13番６号、従前々の住所石川県能美市福島町へ190番地
破産者　ティーアールネットこと　虎谷　一之
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４１号
静岡県富士市蓼原664番地の１Ｔｗｉｎｋｌｅ藤間103号、前住所静岡県富士市厚原681番地の１
破産者　藤井多美夫
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３８号
和歌山市加納50―33、住民票上の住所和歌山市栄谷191番地の５
破産者　髙瀬　章次
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３９号
和歌山市加納50―33、住民票上の住所和歌山市栄谷191番地の５
破産者　髙瀬さおり
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３３号
山口県下関市彦島福浦町１丁目13番６号
破産者　竹内　弓弦
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
香川県高松市亀岡町１番31号　丸山ビル４階北東
破産者　木村　光伸
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３５９号
徳島市北矢三町３丁目６番16―４号、開始決定時の住所高知市十津４丁目７番18号
破産者　正岡　　巌
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５０号
高知県香美市土佐山田町2019番地　黒土２号団地Ｂ棟101号室
破産者　田上　廣子
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８号
福岡県京都郡みやこ町国作1289番地24
破産者　石田　恵美
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
大分市都町３丁目７番27―1005号　アスティオン堀川
破産者　北田　雅清
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７２号
佐賀県杵島郡白石町大字遠江4296番地
破産者　藤井　祥子
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第９８号
群馬県伊勢崎市下蓮町706番地３
破産者　福島　洋宣
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８４号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多132番地、前住所福岡県飯塚市堀池315番地８
破産者　福原　政利
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１０５号
北九州市八幡西区東筑２丁目１番５号　プルミエール207号
破産者　佐々木絵理香
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部